

被扶養者(異動)届 添付書類一覧表

令和4年4月1日より

<表の見方> 最初に「認定対象者の続柄」を確認します。次に「認定対象者の状況等」の該当項目を確認し、○または△が記載されている「提出書類」をご用意ください。

○…該当している方は必ず提出する書類 △…必要があれば提出する書類

認定対象者の続柄	認定対象者の状況等	配偶者	子		父 母	兄弟姉妹		配偶者の父 母	提出書類	書類の入手先	備考	
			16歳未満	16歳以上		16歳未満	16歳以上					
親族・同一世帯等	(同居/別居や続柄の証明)	○	○	○	○	○	○	○	・住民票 (世帯全員が記載されているもの)	市区町村	続柄記載、マイナンバー記載なしのもの。	
	(認定対象者の状況確認)	○		△	○	○	○	○	・現況書	当健保ホームページ	「子」で高校生以下の場合には不要。	
	(夫婦共同扶養の確認)		△	△					・配偶者の所得に関する証明書 (源泉徴収票のコピー、課税証明書等)	勤務先、市区町村	配偶者が被扶養者となっている場合は不要。	
	(優先扶養義務者の確認)				△	○	○	○	・戸籍謄本	市区町村	「父母」で被保険者と同居している場合は不要。	
生計維持関係を証明するもの	収入がない方	○	○	○					・住民税(非)課税証明書	1月1日に居住の市区町村	収入・所得金額の記載があるもの。	
	退職により収入がない方 雇用保険	未加入	○	○	○					・退職証明書(公務員の方は辞令のコピー) ・雇用保険失業給付受給に関する申立書	前勤務先 当健保ホームページ	退職証明書は雇用保険未加入である旨が記載されているもの。
		受給申請しない	○	○	○					・離職票1、2のコピー または 退職証明書 ・雇用保険失業給付受給に関する申立書	前勤務先 当健保ホームページ	
		受給申請中	○	○	○					・離職票1、2のコピー ・雇用保険失業給付受給に関する申立書	前勤務先 当健保ホームページ	
		受給延長中	○	○	○					・受給期間延長通知書のコピー ・雇用保険失業給付受給に関する申立書	ハローワーク 当健保ホームページ	
		受給終了	○	○	○					・雇用保険受給資格者証の両面のコピー	ハローワーク	ハローワークにて支給終了等の証明があるもの。
	自営業を廃業した方	○	○	○					・廃業届のコピー	税務署		
	パート・アルバイト等、給与収入のある方	○	○	○					・連続した直近3ヶ月分の給与明細書のコピー ・雇用契約書のコピー	勤務先		
	年金を受給している方	○	○	○					・直近の年金振込通知書のコピー	日本年金機構		
	給付金等を受給している方	○	○	○					・各給付、手当金等の振込通知書のコピー	健康保険組合等の関係機関		
自営業の方、不動産・農業収入等がある方	○	○	○					・確定申告書 第一表・第二表のコピー ・収支内訳書もしくは青色申告決算書のコピー	税務署			
学生の方			○					・学生証のコピー	就学先			
別居している方	△	△	△	○	○	○		・送金証明書のコピー (直近3ヶ月分の銀行振込明細書または現金書留控え)	金融機関	「配偶者」および「子」で被保険者が単身赴任中である場合、就学のために別居している「子」の場合は不要。手渡しによる送金は認定不可。		
その他	他の健康保険の被保険者資格を喪失した方	健康保険資格喪失証明書							前保険者	勤務先の健康保険資格を喪失した方、任意継続被保険者資格を喪失した方はご提出ください。		
	被保険者以外に扶養義務者がいる方	被保険者以外の扶養義務者の収入を証明する書類								扶養義務者の例：母の申請→父、父母の申請→兄弟、兄弟の申請→父母 等		
	内縁関係の場合	被保険者および認定対象者それぞれの戸籍謄本または戸籍抄本							市区町村			
	施設に入所している方	施設入所の証明書または医師の証明書							入所施設			
	障害者手帳をお持ちの方	障害者手帳のコピー							市区町村			

- ※原則として次のような場合は被扶養者認定できません。
- ・被保険者が被扶養者認定対象者の主たる生計維持者と判断できない場合
 - ・年間収入が130万円以上ある方(60歳以上の場合または障がい者は180万円以上)
 - ・被保険者の年間収入の1/2以上の収入がある方(年金、不動産・営業収入等も収入となります)
 - ・失業給付金、傷病手当金、出産手当金、労災給付金等を受給中の方で、金額が認定基準を超える場合
 - ・自営業等で確定申告をされている方で、収入金額が認定基準額を超える場合
 - ・子の申請時、収入額が被保険者より配偶者の方が多い場合

- ※上記に記載されていない続柄の認定対象者は、上記に準じて取り扱います。
- ・状況に応じて、追加で書類の提出を求める場合があります。
 - ※関係書類を提出すれば無条件に被扶養者として認定されるものではありません。
 - ※公的書類は発行から3ヶ月以内で、マイナンバー記載なしのものをご用意ください。